

# 会報

No. 20

1985年1月  
日本分子生物学会  
事務局発行

## ◆日本分子生物学会昭和59年度 評議員・幹事会議事要旨

日 時：昭和59年12月3日午後4時～7時30分

場 所：神戸ポートピアホテル

出席者：内田久雄（会長）， 本庶 佑， 今本文男， 村松正実，  
中西重忠， 小川英行， 大石道夫， 岡田吉美， 大島靖美，  
小関治男， 関口睦夫， 志村令郎， 鈴木義昭， 吉川 寛，  
池田日出男（庶務）， 溝渕 潔（会計）， 高浪 満（編集），  
藤永 蕙（集会）， 松原謙一（集会）

### 〔I〕報告事項

- 1) 池田幹事より，11月29日現在における学会員数は1,511名，また賛助会員は22社であることが報告された。
- 2) 学会センターへの移転の準備が進行しており，現在会員原簿の入力，校正，訂正が終了した。現在事務局で行っている日常業務（住所変更，入会手続，会費納入）は昭和60年4月より学会センターが取扱うことになる。
- 3) 本学会は学術会議において学術研究団体として認められ，学術会議会員1名を推薦することになった。また，分子生物学研連ができたので，7名の方に委員をお願いした。
- 4) 日産科学振興財団研究助成候補として，本学会選考委員のご意見に従い，下記2件を推薦した。

大島靖美（筑波大・生物科学系・助教授）「RNA スプライシングによる遺伝子発現の調節」

本庶 佑（京都大・医学部・教授）「リンパ球の分化・成熟機構に関する分子遺伝学的研究」

同じく東レ科学振興会研究助成候補として下記1件を推薦した。

池田日出男（東京大・医科研・助教授）「遺伝子の再編成と増幅に関する

る研究」

- 5) 溝渕幹事より、昭和 58 年度 会計収支決算が上代、三浦両会計監査により監査を受けたこと(会報 № 19 参照)、および昭和 59 年度 会計収支中間報告が報告された。
- 6) 東京理科大の小谷正雄教授が中心となって生物科学領域のデータベースを集めた雑誌 RAMBIOS (Review Articles in Molecular Biosciences) が出版されることになった。本学会からは遺伝研の石浜明氏に同運営委員会委員をお願いした。

〔Ⅱ〕協議事項

1) 昭和 60 年度予算について

溝渕幹事より、第 2 表の予算案が提示され、学会センターへの移管に伴う支出の見通しなどが協議された結果、了承され、総会に計ることとした。

(第 2 表) 昭和 60 年度 予 算 案

〔Ⅰ〕 収入の部	(千円)
1. 学会費等	2,900
2. 賛助会費 (20 社, 25 口)	750
3. 前年度からの繰越	2,000
(計)	5,650
〔Ⅱ〕 支出の部	
1. 事業費	(1,500)
会報発行 (3~4 回)	350
第 8 回年会プログラム	400
第 8 回年会特別講演謝金	150
第 9 回年会補助	600
2. 評議委員会	(400)
評議委員会開催 (2 回)	400
3. 一部業務委託費 (学会センター)	1,700
4. 一般事務費	(1,350)
一般事務用品費	50
印刷費	100
郵便費	800
一般事務謝金	400
5. 予備費	700
(計)	5,650

2) 昭和 60 年度第 8 回年会について

昭和 60 年度第 8 回日本分子生物学会は東京地区に決まり、年会会長を内田久雄東大医科研教授に委嘱することにした。

3) 昭和 61 年度第 9 回年会について

第 9 回年会につき協議した結果、場所は名古屋地区とすることが了承された。

4) 評議員改選の件

現評議員の任期は昭和 60 年 3 月 31 日をもって終了し、改選される。選挙に必要な会員名簿を昭和 59 年 12 月 15 日付で作成すること、選挙管理委員を京都地区の志村令郎氏他 2 名の会員に委嘱することが了承された。

◆第 7 回 日本分子生物学会年会における総会議事要旨

日 時：昭和 59 年 12 月 6 日午後 2 ～ 3 時

場 所：神戸文化ホール

I) 議長として谷口維紹（大阪大）、伊藤建夫（大阪大）が会長より推薦され、拍手で承認された。議長は委任状 117 通を含め、総会の成立を確認した。

II) 経過報告

内田久雄会長あいさつの後、池田庶務幹事より前回総会開催以降の本会事業の経過について報告があった。

III) 議 事

1) 溝渕会計幹事より前年度会計収支決算報告があり、これを承認した。本年度事業計画および予算（中間報告）について説明があり、これを承認した。

来年度（昭和 60 年度）事業計画および予算について溝渕幹事より説明があり、承認された。

2) 内田会長より日本分子生物学会が日本学術会議の学術研究団体として登録されたことに伴い、学会としての意見を求められた場合、評議員会の意見をもって学会を代表するものとした旨の提案があり、これを承認した。

IV) 連絡事項

1) 池田庶務幹事より、評議員改選につき説明があり、これに必要な会員名簿を12月15日現在で作成すること、選挙管理委員を京都大学志村令郎、藤沢久雄、永田俊夫の3名にお願いしたことが報告された。

2) 内田会長より第8回年会につき説明があった。

#### ◆日本分子生物学会第4回評議員選挙について

日本分子生物学会会則第11条と同細則第7条(別項)によって、第4回評議員選挙を行いません。去る昭和59年12月6日の第7回総会において、内田会長から上記細則第7条の1により、3名の選挙管理委員の委嘱を行ないたい旨の説明があり承認されました。それにもとづいて、今回即ち第4回評議員選挙の管理委員として、志村令郎(京大理)、藤沢久雄(京大理)、永田俊夫(京大ウイルス研)の3名が委嘱されました。

次いで選挙管理委員3名の打合わせを経て、具体的には次のように選挙を行なうことになりましたので、会員各位のご協力をお願いいたします。

#### 記

今回の選挙における選挙権者、被選挙権者は、昭和59年12月15日までに入会手続きを行なった正会員とします。同封の「会員名簿」より10名を選んで、その氏名を投票用紙にご記入ください。投票用紙は二つ折りにして、のり付の部分を貼合せ、同封の送付用封筒(投票用紙在中と印刷)に入れて、ご自分の住所、所属および氏名をご記入の上ご送付下さい。

投票締切日 : 昭和60年3月16日(必着)

開票予定日 : 昭和60年3月20日

当選者の決定 : 得票数の多い順に20名を当選者とします。同数得票の場合は年長順とします。

なお、次の場合には投票または被記名者が無効となりますので、ご注意下さい。

- 1) 投票用紙に10名以上連記した場合。但し10名以下の場合には有効です。
- 2) 投票者の氏名が送付用封筒に記入されていないとき。
- 3) 日本分子生物学会細則第7条3項により、以下の方は連続して評議員になることができませんので、今回は記名しないで下さい。なお、この方々に投票のあった場合には、その方に関してのみ、無効と致します。

本庶 佑，今本文男，関口睦夫，志村令郎，鈴木義昭

昭和 59 年 12 月 15 日

日本分子生物学会選挙管理委員会

志 村 令 郎

藤 沢 久 雄

永 田 俊 夫

### 会 則 (抜すい)

第 10 条 本会には、会長 1 名、評議員若干名、会計監査 2 名の役員をおく。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する事項を審議する。
3. 会計監査は本会の会計を監査する。

第 11 条 評議員は正会員の中から投票により選出される。会長は評議員の互選により定める。会計監査は評議員、幹事以外の正会員の中から評議員の投票により選出される。役員任期は 2 年とする。

### 細 則 (抜すい)

第 7 条 評議員の選出は次のように行う。

1. 会長は正会員の中から 3 名を選んで選挙管理委員会を委嘱する。  
選挙管理委員会は選挙事務を行う。
2. 投票は 1 人 1 票、無記名 10 名連記とし、郵送によるものとする。
3. 評議員は連続して 3 回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
4. 得票者中の上位の者より順に 20 名を選出する。同数得票者については選挙要項に従って順位を定める。

第 8 条 新会長の選任は次のとおり行う。

1. 会長は新評議員を招集する。新評議員の互選により新会長を選ぶ。
2. 投票は無記名单記とする。投票総数の過半数を得た者を新会長とする。

3. 投票総数の過半数を得た者がいないときは、高点順に2名をとり改めて投票を行い、最高点者を新会長とする。このとき同点の場合には抽選により決定する。
4. 会長は連続して3回選出されることはできない。
5. 会長は評議員を兼ねるものとする。

◆59年度以前の学会費を滞納している会員には請求書を入れてありますので、それを使用して納入して下さい。請求について異議のある方は三月末までに書面で医科研内 日本分子生物学会事務局までご連絡下さい。従来の口座は60年3月末日まで使用できます。

#### ◆会員名簿の訂正

今回お届けした会員名簿について訂正をお気付の方は、医科研内の日本分子生物学会事務局まで書面でご連絡下さい。

#### ◆学会事務の一部移転について

本年4月より、学会事務の一部を(財)日本学会事務センターに委託し、連絡窓口を次のように改めました。

〒113 東京都文京区弥生2-4-16 学会センタービル

日本分子生物学会係 TEL (03) 815-1903

#### [学会費の納入]

日本学会事務センターから会員個人に年度会費の請求(振込用紙の送付)がまいりますので、それを使用してお納め下さい。

1. 振込用紙に印刷された金額を3カ月以内に納入して下さい。

なお、未納分があれば、それを加算した額が印刷され、明細が表示されます。また、先納分がある場合、年度会費からそれを差引いた分の請求がいきます。なお、先納金額が年度会費と同額以上の場合には、請求がいきません。

2. 振込用紙は、郵便局と銀行の両方で使用できます。郵便振替による場合は、日本学会事務センターの口座(東京9-55247)へ振込むことになります。

また、銀行送金の場合は、「三井銀行上野広小路支店」の日本学会事務センターの口座に振込まれます。この時、三井銀行の本・支店から振込むと送

金手数料はいりません。その他の銀行からの場合、手数料を要します。

〔連絡先（所属・住所など）の異動連絡〕

所属や住所に変更があった場合は、つぎの要領で日本学会事務センターへご連絡下さい。

1. 必ずハガキ等書面によること。
2. 宛先は、日本学会事務センター日本分子生物学会係。
3. 本人氏名と会員番号\*を明記する。
4. 異動内容を十分かつ正確に書いて下さい。

（新旧を対比させて記入する。内容は、所属先の名称、郵便番号と所在地、電話番号。）

〔会報の発送〕

会報等の郵便物は日本学会事務センターから送られます。郵便物の不着に気づいたときは、日本学会事務センターへ次の要領でご連絡下さい。残留分の郵便物がまとめて送られます。

1. 必ずハガキ等書面によること。
2. 宛先は、日本学会事務センター日本分子生物学会係。
3. 本人氏名と会員番号\*を明記する。
4. 不着の内容（例えば、○号まで届いており、それ以降が不着であること等）を明記する。

〔入会・退会の申込み〕

1. 新たに学会への入会を希望する場合の手続きは、原則として次の順序になります。

① 入会希望者が、ハガキ（書面）または電話により、日本学会事務センターへ「入会の手引き」を請求する。

センターから「入会の手引き」が送付される。

② 「入会の手引き」の中の入会申込書に、必要事項を記入して、日本学会事務センターに申込書を返送する。その際に入会開始年度を明記して下さい。

入会申込書を受付け、登録が終了と、センターから入会金ならびに会費の請求書が送付される。

③ 入会申込者は、請求書に基づき入会金ならびに会費を納入する。

以上の手続きを踏みますので、従来の手続きよりは、やや時間がかかることとなりますが、ご了承下さい。

2. 退会希望者は、必ずハガキ等書面（電話は不可）で、氏名、会員番号\*を明記のうえ、「退会希望」と日本学会事務センターへ連絡して下さい。ただし、会費未納の場合は請求がいきます。
3. 3年間以上学会費を滞納している者には、事前にそのことを通知し、それでも滞納する場合は、自動的に退会となります。

（昭和 56 年 11 月 25 日評議員会決議）

\* 会員番号

個々の会員への郵便物の宛名ラベルの氏名欄の右下に印字されている番号で、例えば 117-〇〇〇-〇661 のような 10 桁の数字です。

また、庶務的な事項は、従来どおり東京大学医科学研究所内の日本分子生物学会事務局へ連絡して下さい。

◆第 4 回 BMY 分子生物学奨励金受領者推薦募集について

上記につき選考は本学会に依頼されましたので推薦をうけたい方は下記に従って応募して下さい。

1. BMY 分子生物学研究奨励金応募者の資格

次の各号に掲げる者で優秀な研究能力を有し、適当な指導者の指導を受けて研究に専念しようとする者

- i) 大学院に在学中の者で所属教室の教授、指導教官（日本分子生物学会会員であること）の推薦をうけて応募する者
- ii) 特に学位取得後 1 年以内の者で、所属研究機関の教授、指導教官（日本分子生物学会会員であること）の推薦をうけて応募する者

2. 贈呈件数と金額

1 件 1 名 研究奨励金 30 万円

3. 応募方法及び〆切日

以下の書類等を昭和 60 年 3 月 30 日必着で、日本分子生物学会事務局まで郵送する。応募書類等は原則として返還しない。

- i) 所定の応募用紙に必要事項を記載したもの 5部 (コピーも可)  
ii) 論文目録に記載された論文の別刷 5部 (コピーも可)

4. 応募用紙 請求先

ベーリンガー・マンハイム山之内株式会社  
学術部バイオケミカル課 研究奨励金応募係  
〒101 東京都千代田区神田多町2丁目9番地  
神城ビル内

TEL 03-252-2781

5. 応募書類郵送先

「日本分子生物学会」事務局  
〒108 東京都港区白金台4-6-1  
東京大学医科学研究所  
生物物理化学研究部内

◆第13回 核酸化学シンポジウム予告

1. 会 期 昭和60年11月6日(水)～8日(金)
2. 会 場 吹田市文化会館  
(〒564 吹田市泉町2丁目29-1)
3. 講演予定件数 : 特別講演2件, 一般50件
4. 講演申込締切日 : 昭和60年6月15日(土)
5. 討論会世話人 富田研一  
(〒565 吹田市山田丘1-6 大阪大学薬学部)  
(TEL 06-877-5111 内線6211, 6213)